

2024年2月15日

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都中央区銀座六丁目8番7号
フロンティア不動産投資法人
代表者名 執行役員 岩藤 孝雄
(コード番号: 8964)

資産運用会社名
三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 小野 伸太郎
問合せ先 取締役財務部長 林 輝行
TEL. 03-3289-0440

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、本日開催の役員会におきまして、下記内容の規約一部変更案及び役員選任案を、2024年3月27日に開催される本投資法人の第10回投資主総会に下記のとおり付議することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は本投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約一部変更の主な内容及び理由について

- (1) 「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第71号) 附則第3号に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、投資主総会参考書類等の内容である情報で電子提供措置をとる事項のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。)で定める事項の全部又は一部について、書面交付請求をした投資主に対して交付する書面に記載しないことができる旨の規定を新設するものです(変更案第9条の2)。
- (2) 本投資法人は、現行規約第14条において、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)第93条第1項に基づき、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなす旨の規定を定めております(いわゆるみなし賛成制度)。

今般、投資法人のガバナンスの構造などに重大な影響を与え、投資主の利益に重大な影響を及ぼす可能性がある投資主総会決議事項について、実際に議決権を行使した投資主の意思をより直接的に反映させることを目的として、投信法第93条第1項及び第3項並びに現行規約第14条第1項及び第2項に定めるみなし賛成制度の適用対象外とする旨の規定を新設するものです(変更案第14条第3項)。
- (3) 信用組合及び信用金庫から融資を受けるにあたり、「中小企業等協同組合法」(昭和24年法律第181号)。

その後の改正を含みます。)及び「信用金庫法」(昭和26年法律第238号。その後の改正を含みます。)に基づく出資を行う必要があることから、本投資法人が借入れを行うために必要な場合にはかかる出資を行うことができるよう、本投資法人の投資対象にこれらの出資を追加し、規定の変更及び新設を行うものです(変更案第30条第4項柱書、同項第5号及び第6号)。

(4) その他、必要な字句の修正等を行うものです。

(規約一部変更の詳細については、別紙「第10回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任について

執行役員岩藤孝雄並びに監督役員鈴木敏雄、飯田浩司及び鈴木乃里子の4名は、2024年3月31日をもって任期満了となりますので、本投資主総会におきまして、執行役員1名と、監督役員3名の選任について議案を提出いたします。

また、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名の選任について議案を提出いたします。

(1) 執行役員候補者及び監督役員候補者

執行役員候補者 市川 俊英(新任)※

監督役員候補者 飯田 浩司(重任)

監督役員候補者 鈴木 乃里子(重任)

監督役員候補者 鈴木 潤子(新任)

※ 上記執行役員候補者は、本投資法人の保有物件である「VIORO」のマスターリース会社である株式会社JR博多シティの親会社である九州旅客鉄道株式会社の取締役ですが、本投資法人及び九州旅客鉄道株式会社が直接の契約関係にあるものではないこと等から、本投資法人としては、上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合の職務執行に影響はないものと判断しております。

(2) 補欠執行役員候補者

補欠執行役員候補者 小野 伸太郎 ※1

補欠執行役員候補者 林 輝行 ※2

※1 上記補欠執行役員候補者小野伸太郎は、本投資法人の資産運用会社である三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社の代表取締役社長です。

※2 上記補欠執行役員候補者林輝行は、本投資法人の資産運用会社である三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社の取締役財務部長です。

(役員選任の詳細については、別紙「第10回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 日程

2024年2月15日 役員会による第10回投資主総会提出議案承認決議

2024年3月8日 第10回投資主総会招集ご通知発送(予定)

2024年3月27日 第10回投資主総会開催(予定)

【別紙】第10回投資主総会招集ご通知

* 本投資法人のウェブサイト：<https://www.frontier-reit.co.jp/>

(証券コード：8964)

(発信日) 2024年3月8日

(電子提供措置の開始日) 2024年3月5日

投資主各位

東京都中央区銀座六丁目8番7号

フロンティア不動産投資法人

執行役員 岩 藤 孝 雄

第10回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第10回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、ご自身の健康状態等をご勘案のうえ、本投資主総会へのご出席につきましてご判断いただきますようお願い申し上げます。なお、本投資主総会へのご出席に代えて書面により議決権を行使することもできますので、その場合には、お手数ながら後記の「投資主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、2024年3月26日（火曜日）午後5時までに到達するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、現行規約第14条第1項において、「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす」旨、また、同条第2項において、「前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する」旨を定めております。

従いまして、投資主様が当日本投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなさらない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成するものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト「第10回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願ひ申し上げます。

本投資法人ウェブサイト

<https://www.frontier-reit.co.jp/ja/investor/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願ひ申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

さらに、電子提供措置事項は、上記各ウェブサイトのほか、株式会社プロネクサスのウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の株式会社プロネクサスのウェブサイトアクセスして、ご確認くださいませようお願ひ申し上げます。

株式会社プロネクサスウェブサイト

<https://d.sokai.jp/8964/teiji/>

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月27日（水曜日）午後2時
（受付開始時刻は午後1時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都中央区八重洲二丁目2番1号
東京ミッドタウン八重洲カンファレンス
4階 大会議室2

末尾の「第10回投資主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

3. 投資主総会の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
第2号議案 執行役員1名選任の件
第3号議案 監督役員3名選任の件
第4号議案 補欠執行役員2名選任の件

以上

前回の投資主総会と開催場所が異なりますので、ご来場の際は
末尾の「第10回投資主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、
お間違えのないようお願い申し上げます。

- (お願い) ◎ 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人がご出席の際は、代理権を証する書面を議決権行使書面と共に会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます（代理人の資格は、現行規約第12条の定めにより、本投資法人の議決権を有する他の投資主様1名に限ります。）。
- ◎ ご出席に当たり、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎ ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の本投資法人ウェブサイト、東証ウェブサイト及び株式会社プロネクサスのウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎ 当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です。併せてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本投資主総会及びその後の「運用状況報告会」にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）附則第3号に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、投資主総会参考書類等の内容である情報で電子提供措置をとる事項のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）で定める事項の全部又は一部について、書面交付請求をした投資主に対して交付する書面に記載しないことができる旨の規定を新設するものです（変更案第9条の2）。
- (2) 本投資法人は、現行規約第14条において、投信法第93条第1項に基づき、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなす旨の規定を定めております（いわゆるみなし賛成制度）。
今般、投資法人のガバナンスの構造などに重大な影響を与え、投資主の利益に重大な影響を及ぼす可能性がある投資主総会決議事項について、実際に議決権を行使した投資主の意思をより直接的に反映させることを目的として、投信法第93条第1項及び第3項並びに現行規約第14条第1項及び第2項に定めるみなし賛成制度の適用対象外とする旨の規定を新設するものです（変更案第14条第3項）。
- (3) 信用組合及び信用金庫から融資を受けるにあたり、「中小企業等協同組合法」（昭和24年法律第181号。その後の改正を含みます。）及び「信用金庫法」（昭和26年法律第238号。その後の改正を含みます。）に基づく出資を行う必要があることから、本投資法人が借入れを行うために必要な場合にはかかる出資を行うことができるよう、本投資法人の投資対象にこれらの出資を追加し、規定の変更及び新設を行うものです（変更案第30条第4項柱書、同項第5号及び第6号）。
- (4) その他、必要な字句の修正等を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第2条 (目的)</p> <p>本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に基づき、投資法人の資産を主として特定資産（投信法第2条第1項に規定する特定資産をいう。以下同じ。）のうち、不動産等資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第105条第1号へに定めるものをいう。）に対する投資として運用することを目的とする。</p>	<p>第2条 (目的)</p> <p>本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に基づき、投資法人の資産を主として特定資産（投信法第2条第1項に規定する特定資産をいう。以下同じ。）のうち、不動産等資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）<u>（以下「投信法施行規則」という。）</u>第105条第1号へに定めるものをいう。）に対する投資として運用することを目的とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第9条の2 (電子提供措置等)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2. <u>本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち投信法施行規則で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第14条 (みなし賛成)</p> <p>1. ~ 2. (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第14条 (みなし賛成)</p> <p>1. ~ 2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>前二項の規定は、以下の各事項に係る議案の決議には適用しない。</u></p> <p><u>(1) 執行役員、監督役員又は会計監査人の解任</u></p> <p><u>(2) 規約の変更(ただし、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。)</u></p> <p><u>(3) 解散</u></p> <p><u>(4) 資産運用会社による資産運用委託契約の解約に関する同意</u></p> <p><u>(5) 本投資法人による資産運用委託契約の解約</u></p>
<p>第30条 (資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. ~ 3. (省略)</p> <p>4. 本投資法人は、必要がある場合には以下に掲げる資産(不動産同等物への投資に付随するものに限る。)に投資することができる。</p> <p>(1) ~ (4) (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) その他不動産同等物への投資に付随して取得が必要となる資産</p>	<p>第30条 (資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. ~ 3. (現行どおり)</p> <p>4. 本投資法人は、必要がある場合には以下に掲げる資産(本項(5)及び(6)に掲げる資産以外の資産については、不動産同等物への投資に付随するもの限り、本項(5)及び(6)に掲げる資産については、本投資法人が借入れを行うために必要なものに限る。)に投資することができる。</p> <p>(1) ~ (4) (現行どおり)</p> <p><u>(5) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号。その後の改正を含む。)に定める出資</u></p> <p><u>(6) 信用金庫法(昭和26年法律238号。その後の改正を含む。)に定める出資</u></p> <p>(7) その他不動産同等物への投資に付随して取得が必要となる資産</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員岩藤孝雄は、2024年3月31日をもって任期満了となりますので、2024年4月1日付で改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、現行規約第18条第2項本文の定めにより、2024年4月1日より2年とします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、2024年2月15日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって提出するものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴
いちかわとしひで 市川俊英 (1954年9月27日)	1977年4月 三井不動産株式会社 入社
	2003年4月 同社 六本木プロジェクト推進部長
	2005年4月 同社 執行役員六本木プロジェクト推進部長
	2005年8月 同社 執行役員東京ミッドタウン事業部長
	2008年4月 同社 常務執行役員東京ミッドタウン事業部長
	2009年4月 同社 常務執行役員アコモデーション事業本部長
	2011年6月 同社 常務取締役常務執行役員アコモデーション事業本部長
	2013年4月 同社 取締役
	2013年4月 三井ホーム株式会社 顧問
	2013年6月 三井不動産株式会社 特任顧問
	2013年6月 三井ホーム株式会社 代表取締役社長社長執行役員
	2018年10月 三井不動産株式会社 グループ上席執行役員
	2019年4月 同社 顧問
	2019年4月 三井ホーム株式会社 常任相談役
	2019年6月 九州旅客鉄道株式会社 取締役(現在に至る)
2023年6月 三井不動産株式会社 顧問 退任 三井ホーム株式会社 常任相談役 退任	

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の保有物件である「VIORO」のマスターリース会社である株式会社JR博多シティの親会社である九州旅客鉄道株式会社の取締役ですが、本投資法人及び九州旅客鉄道株式会社が直接の契約関係にあるものではないこと等から、本投資法人としては、上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合の職務執行に影響はないものと判断しております。上記執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる一定の損害を当該保険

契約により填補することとしております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案 監督役員3名選任の件

監督役員鈴木敏雄、飯田浩司及び鈴木乃里子の3名は、2024年3月31日をもって任期満了となりますので、2024年4月1日付で改めて監督役員3名の選任をお願いするものです。本議案において、監督役員の任期は、現行規約第18条第2項本文の定めにより、2024年4月1日より2年とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	飯田浩司 (1956年9月10日)	1981年4月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人） 入社 1984年12月 公認会計士登録 1998年5月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人） 社員 2007年5月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人） 代表社員 2010年7月 有限責任あずさ監査法人 パートナー 2019年6月 有限責任あずさ監査法人 退職 2019年7月 公認会計士飯田事務所開設（現在に至る） 2020年4月 本投資法人 監督役員就任（現在に至る）

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴
2	鈴木乃里子 (1957年12月29日)	<p>1981年3月 監査法人中央会計事務所 入社</p> <p>1989年3月 中央コーパース・アンド・ライブラ ンド国際税務事務所（現 PwC税理 士法人） 入社</p> <p>1992年10月 監査法人朝日新和会計社（現 有限 責任 あずさ監査法人） 入社</p> <p>1996年4月 公認会計士登録</p> <p>2008年10月 あずさ監査法人（現 有限責任 あ ずさ監査法人） シニアマネージャ ー</p> <p>2015年9月 有限責任 あずさ監査法人 退職</p> <p>2015年10月 有限責任 あずさ監査法人 非常勤 監査職員</p> <p>2015年10月 鈴木乃里子公認会計士事務所開設 （現在に至る）</p> <p>2020年3月 有限責任 あずさ監査法人 非常勤 監査職員 契約終了</p> <p>2020年4月 本投資法人 監督役員就任（現在に 至る）</p> <p>2021年6月 西松建設株式会社 社外取締役（監 査等委員）（現在に至る）</p>
3	鈴木潤子 (1970年11月9日)	<p>1999年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 菊地・玉木法律事務所（現 菊地綜 合法律事務所） 入所</p> <p>2005年4月 上智大学法科大学院 非常勤講師 就任</p> <p>2006年7月 菊地・玉木法律事務所（現 菊地綜 合法律事務所） 退所</p> <p>2006年7月 北原法律事務所 入所（現在に至 る）</p> <p>2015年3月 上智大学法科大学院 非常勤講師 退任</p>

- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者のうち、飯田浩司及び鈴木乃里子は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務執行全般を監督しております。

- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者のうち、飯田浩司及び鈴木乃里子は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、上記監督役員候補者鈴木潤子は、監督役員に就任した場合には、新たに当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案 補欠執行役員2名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2024年4月1日付で補欠執行役員2名の選任をお願いするものです。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、小野伸太郎を第一順位、林輝行を第二順位とします。

また、本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第18条第3項本文の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時である2026年3月31日までとなります。

なお、本議案は、2024年2月15日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって提出するものです。

また、補欠執行役員の選任の効力については、就任の前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	おのしんたろう 小野伸太郎 (1965年8月19日)	1988年4月 三井不動産株式会社 入社 2009年4月 ららぼーとマネジメント株式会社 (現 三井不動産商業マネジメント株式会社) 出向 2014年4月 同社 執行役員運営第一本部長 2017年4月 三井不動産株式会社 商業施設本部 商業施設運用部長 2020年4月 三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社 出向 代表取締役社長就任(現在に至る)
2	はやしてるゆき 林輝行 (1961年5月1日)	1985年4月 三井不動産株式会社 入社 2011年4月 東京ミッドタウンマネジメント株式会社 出向 取締役業務部長 兼 三井不動産株式会社 東京ミッドタウン事業部 事業グループ長 2017年4月 三井デザインテック株式会社 出向 取締役総務人事部長 2020年4月 三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社 出向 取締役財務部長就任(現在に至る)

- ・上記補欠執行役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者小野伸太郎は、本投資法人の資産運用会社である三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社の代表取締役社長です。
- ・上記補欠執行役員候補者林輝行は、本投資法人の資産運用会社である三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社の取締役財務部長です。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

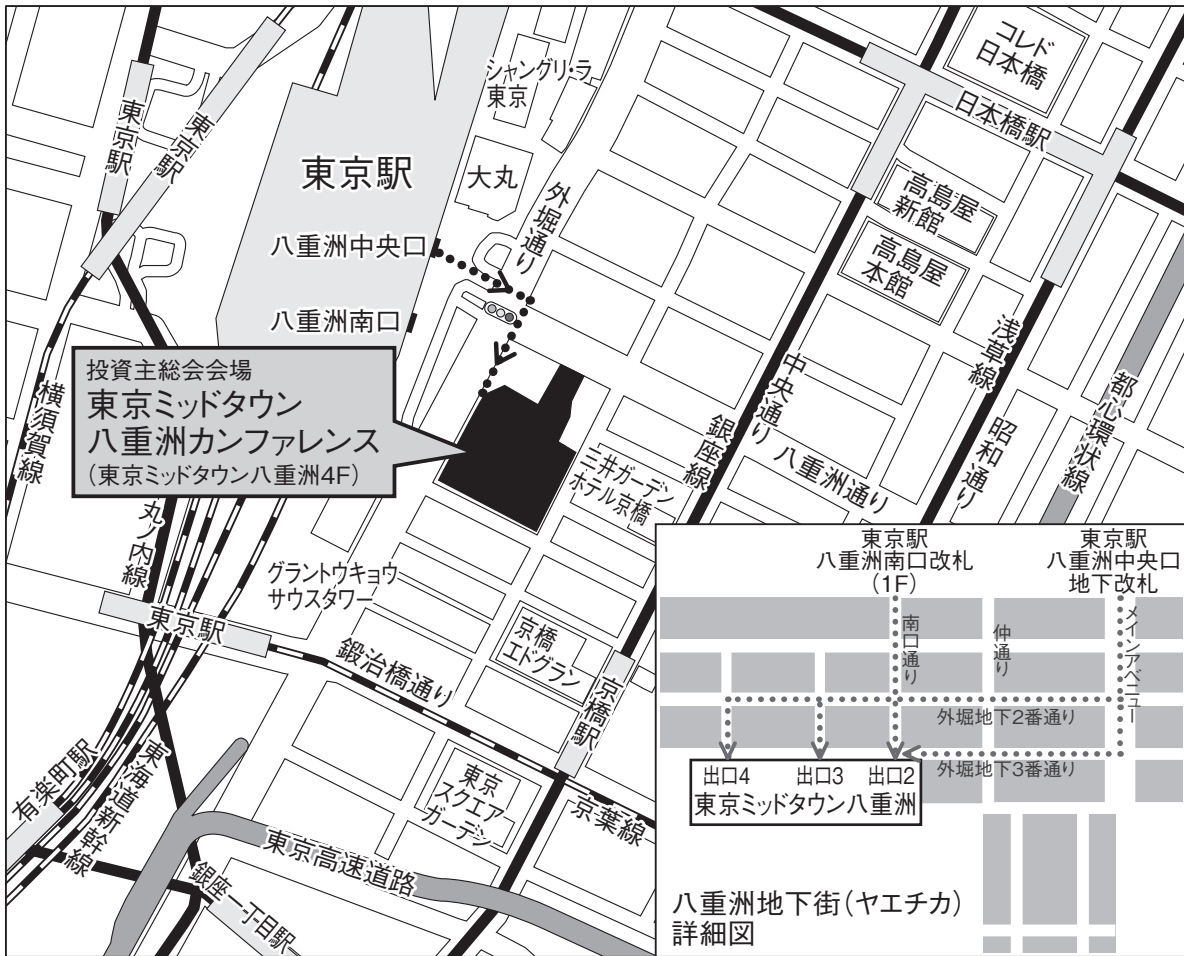
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投信法第93条第1項の規定に基づく現行規約第14条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以 上

第10回投資主総会会場ご案内図

東京都中央区八重洲二丁目2番1号
東京ミッドタウン八重洲カンファレンス
4階 大会議室2
TEL : 03-6225-2203 (代表)



(交通) 「東京駅地下直結 (八重洲地下街経由)」 出口2、3、4 直結
「東京駅」 (1F) 八重洲中央口、八重洲南口 徒歩3分

なお、当日は、駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

前回の投資主総会と開催場所が異なりますので、ご来場の際は、お間違えのないようお願い申し上げます。